

平成 29 年度 伊勢市避難行動要支援者避難支援対策会議要旨

○開催日・出席者

日 時	平成 29 年 5 月 22 日 (月) 午後 2 時～午後 3 時 30 分
場 所	伊勢市役所 本庁舎 4 階 4-5 会議室
委員出席者	10 名 (下記関係機関の代表者) 伊勢市総連合自治会 伊勢市民生委員児童委員協議会連合会 伊勢市社会福祉協議会 伊勢市老人クラブ連合会 伊勢市消防団 地域包括支援センター 伊勢市障害者総合相談支援センター フクシア 伊勢市介護保険サービス事業者連絡会 伊勢市ボランティア連絡協議会 三重県(伊勢保健所)
事 務 局	高齢・障がい福祉課、医療保険課、地域包括ケア推進課、 危機管理課、消防課

○事 項 書

1. 委嘱状の交付
2. あいさつ
3. 会長、副会長の選任
4. 議題
 - (1) 避難行動要支援者避難支援対策会議について
 - (2) 平成 28 年度までの取り組み報告
 - (3) 今後の方針・課題
5. その他

○会 議 内 容

事務局説明

事項書 4. 議題

(1) 避難行動要支援者避難支援対策会議について

①会議の位置づけ

この会議は、「伊勢市災害時要援護者支援ネットワーク代表者会議として開催されていたが、平成28年度に市役所で「〇〇委員会」や「〇〇会議」といった附属機関のあり方について見直しが行われ、「伊勢市附属機関条例」が制定された。

「伊勢市災害時要援護者支援ネットワーク代表者会議（以下、「ネットワーク会議」という。）」についても附属機関条例に位置づけられ、これに伴い名称が「避難行動要支援者避難支援対策会議（以下、「対策会議」という。）」に改められた。

②対策会議の役割

- ・避難行動要支援者に対する支援についての検討
- ・関係機関の連携について
- ・伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画（以下、「全体計画」という。）の見直し等

③平成28年度までの経過

平成27年3月に、災害対策基本法の改正に伴い災害時要援護者登録制度および「災害時要援護者避難支援プラン全体計画」の見直しが必要になったため、休止していたネットワーク会議を再開することになった。

平成27年3月から平成28年6月にかけて計4回開催し、委員の皆様からいただいた意見や課題を基にして全体計画を改正し、名称も災害対策基本法の趣旨に基づき「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に変更した。

(2) 平成28年度の取り組み状況

①制度周知の取り組み

- ・7～8月 台帳更新時に民生委員、自治会長へ制度説明及び個別避難支援計画の呼びかけを行った
- ・8月 「広報いせ」に制度周知の記事を掲載
i TVで要援護者制度についての特集を放送
- ・2月 災害時要援護者台帳登録者に対して更新通知を発送
民生委員改選に伴い、希望する地区の民生委員定例会で制度説明をした。

- ・その他希望のあった地区の会議に出席し、制度や個別避難支援計画の作成について説明をした。

②個別避難支援計画について

・城田地区

支援の必要性が特に高い登録者について、平成27年度に個別避難支援計画を作成し、市へ提出があった。提出された計画については市が内容を 確認してフィードバックをした。

・宇治浦田地区

高齢者の見守り活動の一環として取り組みを開始。平成27～28年度にかけて自治会の体制を整えるとともに、自治会と民生委員が地域を回り支援を必要とする人をピックアップした。

今後、本格的に個別避難支援計画の作成に取り組む予定。

・宮後地区

宮後地区の防災計画を作成した後に、個別避難支援計画に取り組む予定。

・その他地区

地域からの要望を受けて自治会の会議等に参加し、個別避難支援計画について説明を行った。その他にも、自治会長や民生委員等に対して個別避難支援計画の説明、資料提供、作成依頼を行なった。取り組みを開始した地区はないが、取り組みについて前向きに考えている地区はある。

・個別避難支援計画の様式について

個別避難支援計画作成に取り組みやすくするため、新たな様式案を作成した。

(3) 今後の方針、課題

①自治会における取り組み状況の把握

個別避難支援計画とは異なる形で要援護者支援の取り組みを行っている地域もあるため、自治会長を対象としたアンケートを実施して実態の把握を行う。

併せて、個別避難支援計画作成に取り組む意思のある自治会の把握も行い、希望する自治会に対して計画作成を働きかける。

②個別避難支援計画作成の進め方について

個別避難支援計画の作成については、地域の実情を踏まえて最も効果的なものとなるように、地域の住民が主体となって作成していただきたいと考えている。

しかし、地域の負担が大きく、取り組み地区が増えないことが課題である。他市町で個別避難支援計画の作成が進んでいるところに確認をすると、伊勢市の災害時要援護者登録台帳を個別避難支援計画とみなしている所もある。

伊勢市の災害時要援護者登録台帳は、国の示す個別避難支援計画よりも詳細な内容を記載していることから、これを活用してより取り組みやすい工夫をしていく。

③障がい者に対する支援について

個別避難支援計画作成の取り組みを進めていく中で、障がい者への支援に対する理解が不十分であるケースが見受けられた。高齢者に比べ障がい者については、地域との交流が乏しい人も多く、お互いに理解を得られるように働きかける必要がある。

委員の皆様の質問・意見

- ・更新通知の送付について。返信がなかった場合は台帳内容に変更無しとみなすとのことだが、変更あっても返信をしない（できない）人はいる。取りこぼしを減らすためにも、通知を読んで理解していただいているかどうかフォローが必要。介護サービス事業所には事前に更新通知送付の連絡があったので、利用者からの問い合わせに対応することができた。障がい者については、ケアマネジャーのように本人を定期的に訪問して支援する人がいないケースも多い。
- ・地域によっては、自治会、民生委員、消防団の連携が課題となっている。行政が橋渡しをしてほしい。
- ・老人クラブについては会員数が減少していて、継続が難しい地域も出てきている。
- ・災害に対する認識の地域差が大きい。高台の地区については、津波や台風による浸水の心配がないことから、防災について話をしてもあまり盛り上がらない。高台であれば土砂災害の危険性もあることから、啓発が必要と感じる。
- ・避難所について。避難先として学校の体育館などがあるが、体が悪い高齢者にとって、避難所で過ごすことが苦痛となる。公助の部分で安心して避難することができる施設を充実させてほしい。
- ・防災については、自治会、自主防災組織、民生委員、まちづくり協議会、消防

団などが各々で会議を行っている。行政も整理をしてほしい。

- ・ 社会福祉協議会は地域の避難訓練に参加してきたが、自治会、まちづくり協議会が要援護者を入れた訓練をしてくれるようになってきたと感じている。また、ボランティアセンターで災害支援ボランティアの育成コーディネーターにも力を入れている。
- ・ 高齢者の中には、災害時に避難を呼びかけても応じない人や、危険な状況になってから消防団へ支援を要請する人がいる。台風のように前から予測されるような災害については、早めに避難をするように啓発が必要。また、消防団に要請するときには早めに言ってほしい。
- ・ 地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談支援を行っている。災害時要援護者支援については、日頃からの関係作りが大切である。ケアプラン作成時に避難方法などについて話し合っておくことが必要と考える。
- ・ 普段から近所づきあいをして助け合いをすることが大切。
- ・ 介護保険サービスを利用している人にも多くの災害時要援護者がいる。該当者であってもこの制度を知らない人も多いので、PRの方法を考える必要がある。
- ・ 保健所では、ALS（筋萎縮性側索硬化症）などの難病で体が不自由な人についての支援を行っている。特に人工呼吸器装着患者については、平時から把握しておくように国から通知が出ており名簿を作っている。また、避難行動要支援者名簿作成のため、市に対しても本人の同意を得て情報提供を行っている。
- ・ 災害時要援護者登録制度が始まった時は、民生委員が名簿をもらって対象者を訪問し、申請のとりまとめを行った。それから5年程たち、当初登録をしなかった高齢者の状態も変わってきている。5年に1回、できれば3年に1回は同じような形で情報の取り直しを行ったほうがよいのでは
→（事務局より）災害対策基本法の改正に伴い、あらかじめ民生委員などに対象者名簿を渡すことができなくなった。皆様には、未登録の高齢者等で、体調を崩すなどして新たに台帳登録が必要になった方がいれば、制度の案内をお願いしたい。